

平成23年12月13日

篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会

委員長 中川 政和

篠山再生計画（行財政改革編）の進捗状況等にかかる意見・提案について

篠山再生計画（行財政改革編。以下、再生計画という。）の進捗状況等について、篠山再生計画推進委員会（以下、本委員会という。）において慎重に審議した結果、一部見直しなどが行われた項目もあるものの、職員数の削減による組織改革などの目標を前倒しにして財政健全化を進めることにより、実績効果額が計画効果額を上回るなど、着実にその成果を上げていることを確認しました。

しかしながら、篠山市（以下、本市という。）は再生計画の取り組みにより短期的には順調に推移することが予想されるものの、全国的に見ると財政指標である実質公債費比率・将来負担比率の両方が本市より高い自治体はほとんど無く、全国の自治体が財政健全化に取り組むなか、中長期的な取り組みは遅れていると思われ、まだまだ予断を許さない状況にあると言えます。

中長期的な視点で健全化を図るためには、借入金の繰上償還を積極的に行うことで公債費の圧迫を軽減するとともに、地域振興基金などを活用して、投資的経費を施設の長寿命化等に向けて活用することなど、将来的な支出の削減を図るために適切な投資を計画的に実行していくことが求められることから、本市においては、地域振興基金を中長期的な視点からどのような投資的事業につなげていけばいいのか、また、そのあり方などについて、早期に検討を進めていただく必要があります。

本市の再生計画の推進による多面的な行財政改革の取り組みは他に無く、他の自治体の中でも参考にされているところがあると聞きます。しかし、再生計画の実施だけに終始することなく、その先を見据えて検討・行動を始める時期に来ています。

最後に、ふるさと篠山市が「合併のモデル」から「再生のモデル」となることを期待しつつ、本委員会において取りまとめました意見・提案を別紙の通り提出します。

篠山再生計画(行革編)の進捗状況等についての篠山再生計画推進委員会委員の意見・提案  
【平成23年度】

取組項目等	意見・提案
財政再建の取組みについて	<p>人件費の大幅な削減、厳しい財政状況の中ではあるが、引き続き、職員一人ひとりが、市の置かれた財政状況を認識し、篠山再生計画の推進に一丸となって取り組んでいただきたい。</p>
	<p>本市の篠山再生計画による行財政改革は順調に推移しているが、それらの取組み状況ならびに未だ全国的に見ても厳しい状況下にあることを、様々な機会、媒体を通じて周知情報の共有を図る必要がある。</p>
	<p>本市のかかわる事業における経費の縮減などに引き続き取り組むとともに、地域経済活性化のためにも市内業者の活用などを積極的に推進する。</p>
財政指標について	<p>再生計画の推進については概ね順調に推移しており、特に組織改革については、人件費や施設改革、自主事業・補助事業の改革など、バランスよく取り組んでいることが確認できた。しかし、これらは短期的な視点からの評価であり、中長期的な視点から見ると、まだまだ予断を許さない状況であるとも言える。</p>
	<p>今後、高齢化や人口減少が進むと、財政調整基金と地域振興基金の使い方がアンバランスになる可能性がある。短期的な計画の成功で安心するのではなく、中長期的な視点を持って指標の安定化を行い、また将来を見据えた投資として、地域振興基金の使い道を考えていく必要がある。</p>
	<p>指標の改善は見られるものの、実質公債費比率・将来負担比率が共に高く、この視点から見ると全国でも夕張市に次ぐ状態になっているとも言える。本市よりも財政状況の良い自治体ですら補償金を払ってでも繰上償還を行っている事例もあり、本市でも積極的に繰上償還を行うことで実質公債費比率・将来負担比率を下げるべきではないかと考える。</p>
市の施設の取扱いについて	<p>市の施設(設備等含む)について、単年度で場当たりに維持管理、修繕費等を投入するのではなく、正確に現状把握した後、長寿命化計画や長期修繕計画のようなものを取り入れ、必要な機能を確保しつつ、LCC(ライフサイクルコスト)を軽減できるよう取り組むことは、財政のみならず省エネルギーなどの面からも重要である。</p>
	<p>市の施設について、老朽化が激しい場合や、当初の利用目的を果たしていないものがある場合には、不要なものは処分したり、様々なアイデアを出して新たな活用方法(コンバージョンなど)の可能性について積極的に議論していく必要がある。</p>
	<p>今回、チルドレンズミュージアムの指定管理者が撤退した事例などについて、十分に精査し、市の保有する施設等の設置の目的なども含め、市民、関係者等と十分に協議するしくみの整備や、指定管理者への委託のあり方などについて十分検討すべきである。</p>
その他	<p>滞納された税金等の徴収について、時間と労力をかけすぎることなく、必要な場合には、専門家に委託するなどスピーディな対応を行う方が効果があることに留意すべきである。</p>
	<p>平成23年度の意見・提案のほか、これ以前の本委員会からの意見・提案について、その対策等で未実施または不十分なものがある場合については、速やかに推進・行動に移すべきである。</p>

## 篠山再生計画推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、篠山再生計画の着実な推進を図るため、篠山再生計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 篠山再生計画(行財政改革編)の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

### (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応募した者のうちから市長が適当と認める者
- (3) その他市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員長は、会議の議長となる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

#### (委員の任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後、最初に第4条の規定により委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

## 篠山再生計画推進委員会名簿

平成23年11月8日現在(敬称略)

NO	委員区分	氏名	備考
1	委員	稲沢 克祐	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授
2	委員	東 泰弘	弁護士
3	副委員長	酒井 加世子	
4	委員	圓増 亮介	
5	委員長	中川 政和	
6	委員	溝畑 好美	
7	委員	菟原 元彦	
8	委員(公募)	土井 正幸	

## 篠山再生計画推進委員会の審議記録

1	開催名	第1回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成21年10月7日(水)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の報告について 2. 会議録の公開について
2	開催名	第2回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成21年11月9日(月)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約
3	開催名	第3回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成22年10月12日(火)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約
4	開催名	第4回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成23年11月8日(火)
	開催場所	篠山市役所本庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約